

「徳島県手話言語条例（仮称）」の制定について

1 手話言語条例制定の理由

県では、障がいのある人の権利擁護や社会参加しやすい環境づくりを目的とした「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」（H27年制定）に基づき、手話の普及に取り組んできた。

近年の聴覚障がい者を取り巻く動きとして、昨年度に「第56回全国手話通訳問題研究集会」が本県で初めて開催され、来年度には聴覚障がい者のためのオリンピック「デフリンピック」が日本で初めて開催されるなど、手話に対する理解への機運が高まっている。

そこで、この機を捉え、現行の条例から一步踏み込んだ「手話言語条例」を制定し、「手話は言語である」との認識に基づき、聴覚障がい者を含む全ての県民が、互いに支え合いながらいきいきと活躍できる共生社会の実現を目指す。

2 条例の概要

別添のとおり

3 今後のスケジュール案

令和 6 年 1 1 月議会	文教厚生委員会報告
令和 6 年 1 2 月中旬	第 3 回手話言語条例検討委員会
令和 7 年 2 月議会	条例案を提案予定

徳島県手話言語条例（仮称）の骨子案

前文

手話は、手や指の動き、顔の表情、体の動きなどにより意思を伝え、独自の文法体系を有する視覚言語である。聞こえる人が音声言語によって思考するように、ろう者は手話によって物事を考え、心豊かな人間性を育み、文化を創造する。ろう者にとって、手話は命そのものである。

しかし、聴覚口話法（聴覚の活用、発音・発声の訓練）が教育に導入され、手話の使用が禁止されたことにより、手話への偏見や差別など、ろう者の尊厳を著しく傷つけられた歴史がある。

こうした状況においても、手話は、喜怒哀楽の表現や意思疎通ができる喜びとともに、手話を母語とする者たちの間で、受け継がれ、発展し、大切に培われてきた。

国際連合総会において、2006年に「障害者の権利に関する条約」が採択され、言語には、手話その他の非音声言語を含むことが明記された。障害者基本法にも、「言語（手話を含む）」と明記され、法的にも認められたものの、手話に対する県民の正しい理解が浸透しているとは言えない。

これまでの歴史的背景を踏まえ、手話を言語として明確に位置付け、言語を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を守ることで基本的権利を保障することが必要である。

こうした認識の下、障がいのある人もない人も、すべての県民が互いを理解・尊重し、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するためにこの条例を制定する。

1 目 的

- (1) この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もって手話言語に対する県民の理解促進を図るとともに、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定 義

- (1) この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- ・ 手話 ろう者が日常生活を営むために使用している独自の体系をもつ言語であって、豊かな人間性を育み、社会生活を送るための言語活動の文化的所産であるものをいう（触手話を含む。）。
 - ・ ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

3 基本理念

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行われなければならない。

4 県の責務

- (1) 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。
- (2) 県は、ろう者や手話通訳者、その他関係機関の協力を得て、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進を図るものとする。

5 県民の役割

- (1) 県民は、この条例の目的と基本理念について理解を深めるよう努めるものとする。

6 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

7 ろう者等の役割

- (1) ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広めるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

8 計画の推進

- (1) 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する徳島県障がい者施策基本計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (2) 県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、徳島県障がい者施策推進協議会設置条例（昭和47年徳島県条例第8号）第1条に規定する徳島県障がい者施策推進協議会の意見を聴くものとする。

9 手話を学ぶ機会の確保

- (1) 県は、県民が手話を学ぶ機会を確保するよう努めるものとする。
- (2) 県は、その職員が手話に対する理解を深めることができるよう、手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

10 学校における手話の普及

- (1) 県は、ろう者である幼児、児童又は生徒（以下「ろう児」という。）が通学する学校の設置者と連携し、ろう児が手話を学び、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 県は、ろう児が通学する学校の設置者と連携し、ろう児及びその保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 県は、この条例の目的と基本理念に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる資料の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

11 事業者への支援

- (1) 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために、事業者に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

12 手話に関する調査研究

- (1) 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

13 財政上の措置

- (1) 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。